

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	幸田町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.town.kota.lg.jp/index.cfm/15,0,319.html

執行機関名 幸田町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令に定めるもの	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		幸田町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1~4の項 幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条及び第2条第1項	幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 第二条 全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成するために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。	第1条 この条例は、母子家庭の母子及び父子家庭の父並びにこれら家庭の児童の健康の保持増進を図るために、医療費の一部を支給し、もつて福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		幸田町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和53年幸田町条例第19号)